

大牟田市が行った産業廃棄物処理業の許可に係る令和2年4月1日以降の取扱い

これまで大牟田市が行ってきた産業廃棄物処理業の許可に係る業務は、令和2年4月1日に福岡県に移管されます。

移管後の許可申請、届出等は、福岡県に行われますようお願いいたします。

大牟田市から受けた産業廃棄物処理業の許可は、4月1日以降、福岡県が許可したものとみなされますので、許可に基づく業務は、許可の有効期限まで実施することができます。当該許可の取扱いの詳細は下記のとおりとなりますので、許可の更新時期等お間違えのないよう御確認をお願いいたします。

1 移管後の許可証について

4月1日以降、大牟田市の許可証は、福岡県の許可証として、有効期限までそのまま使用できます（移管の際、福岡県から新たな許可証は発行されません。）。

同じ種類の許可（産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業）について、大牟田市及び福岡県の両方の許可を有する場合は、両方の許可証が福岡県の許可証として有効ですので、それぞれそのまま使用できます。

2 排出事業者との委託契約書について

大牟田市及び福岡県の同じ種類の許可を有する方は、4月1日以降に排出事業者と新たな契約を締結される場合、契約書に両方の許可証を添付してください。

3 令和2年4月1日以降の更新申請などの手続について

(1) 大牟田市のみ許可を有する事業者

4月1日以降の更新等の手続は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）の環境指導課で行ってください。

(2) 大牟田市及び福岡県の両方の許可を有する事業者

4月1日以降の更新等の手続は、既に福岡県から受けている許可に係る手続を行った保健福祉環境事務所の環境（指導）課で行ってください。

4 大牟田市及び福岡県の両方の許可を有する場合の許可証の統合の手続について

大牟田市及び福岡県の両方の許可を有する事業者は、原則として、許可の有効期間満了日が早く到来する方の許可の更新手続の際に、両方の許可内容を反映させた上で福岡県へ申請いただくようお願いいたします。

ただし、両方の許可に関し事業の範囲の内容が同一の場合については、許可更新の時期を待たず、変更の届出により統合できる場合があります。

詳細な手続は、4月1日以降に福岡県へお尋ねください。